参考資料２

神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議設置要綱

（設置目的）

第１条　地域の気候変動影響及び適応に関する学識経験者等の意見を聴取し、県における気候変動適応の取組に反映させるため、「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会議は、県における気候変動適応に関する施策の推進に向けて、県が優先して取り組むべき適応策の方向性、県における気候変動影響に関する将来予測に関する事項、県民や事業者の気候変動適応の推進に関する事項、神奈川県気候変動適応センターに関する助言、その他県における気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について意見を述べる。

（設置期間）

第３条　検討会議の設置期間は、検討会議設置の日から令和３年３月 31 日までとする。

（構成）

第４条　検討会議は、気候変動影響及び適応に関する学識経験者等から環境農政局環境部長が依頼した委員５名程度をもって構成する。

（座長）

第５条　検討会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

２　座長は、会務を総理する。

３　座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会議は、座長が必要に応じて開催する。

２　検討会議は、座長が議長となる。

３　座長は、第４条に定める委員のほか、必要に応じて、議事に関係する分野の国、県、県内市町村の関係機関及び学識経験者等に、検討会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、環境農政局環境部環境計画課が行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月 11 日から施行する。

神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議　名簿

＜委員＞

分　　野	氏　　名	職　　名
学識経験者	いしかわ　よういち 石川　洋一	国立研究開発法人 海洋研究開発機構 付加価値情報創生部門　情報エンジニアリングプログラム　プログラム長
学識経験者	たかはし　きよし 高橋　潔	国立環境研究所 社会環境システム研究センター　広域影響･対策モデル研究室　室長
学識経験者	ばば　けんし 馬場　健司	東京都市大学　環境学部　教授
学識経験者	みずの　おさむ 水野　理	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 統括研究ディレクター／プリンシパルフェロー
事業者	よこやま　たかひろ 横山　天宗	SOMPO リスクマネジメント株式会社 上席コンサルタント

（学識経験者は 50 音順：敬称略）